

令和6年9月19日

小林製薬株式会社製品に対する日本歯科医師会の推薦取消しについて

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人日本歯科医師会（以下、「本会」と称します。）は、小林製薬株式会社（以下、「同社」と称します。）製品に関して、令和6年8月29日付にて推薦の取消しを行いました。

それに伴い、同社の判断により、同社製品の販売の一時休止が発表され、現在、販売店等での供給が停止している状況であると認識しております。

同社製品をご利用していた皆様に、多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますことを遺憾に感じております。

この状況につきまして以下のとおり本会の見解を表明いたします。

同社製品の販売の一時休止につきましては、同社が製品パッケージから本会推薦の表示を削除するために行ったものであり、本会から販売休止を求めたものではございません。

本会が同社製品の推薦を取り消した理由につきましては、本年3月に発覚した紅麹関連製品による被害の発生原因の検証及びその対策等が未完了であり、品質安全管理と再発防止について、現在、同社において進められている過程であることから、本会の審査基準である歯科衛生製品等の推薦に関する審査基準第4条「(3) 安心・安全に使用できるものであること」及び「(4) 原料の調達、製造設備、製造工程、製造技術等が信頼されるものであること」を現時点では満たしていないと判断したためとなります。

同社製品がこれまで国民の口腔の健康の維持に寄与してきたことから、本会といたしましては、国民の歯と口腔の健康を守る立場から同社に対し、同社製品を供給できる体制を整えることを望んでおります。